

お知らせ

令和7年12月1日
宇部市総務部契約監理課

元請と技術者の雇用関係を確認する書類について

令和6年12月2日以降、健康保険被保険者証の新規発行が終了したことに伴い、有効期限後の健康保険被保険者証は雇用関係を証明する書類として使用できなくなるため、配置技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の確認書類については、下記書面の例を参考に提出をお願いします。

なお、原則、「本人氏名」、「生年月日」、「事業所の所在地・名称」、「資格取得年月日等のわかる部分」、「書類の発行(交付)年月日」以外の項目はマスキングをした上で提出してください。

記

○元請との直接的かつ恒常的な雇用関係を証する書面の例

確認書類(証明書類)	摘要
・住民税特別徴収税額の通知書・変更通知書の写し	・個人の【納税義務者用】ではなく、会社に保管義務のある【特別徴収義務者用】のもの
・健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書の写し	
・監理技術者資格者証の写し	・所属している事業者名称が記載されているもの ・有効期限内のもの ・記載事項に変更がある場合は、裏面の写しも提出してください。
・所属会社の雇用証明書(写し可)	記載項目例 ・当該技術者氏名 ・事業者名称及び住所 ・証明者 ・証明日 ・雇用形態 ・雇用開始日 ・代表者印の押印
・その他上記に準ずる資料	